

従事者研修登録機関手引き

厚生労働省医薬・生活衛生局 生活衛生課

目 次

I 従事者研修の概要	1
1. 登録業種	
2. 従事者研修	
II 従事者研修登録機関となるための申請手続き	2
1. 登録の要件	
2. 申請に必要な書類	
3. 登録の事前相談	
4. 登録の通知	
5. 有効期間	
III 研修の実施について	6
1. 登録後の研修業務開始に当たって必要な手続き	
(1) 研修業務規程の届出	
(2) 実施計画の提出	
2. その他研修事務に関し必要な事項	
(1) 帳簿の記載と保存	
(2) 財務諸表等の備付及び閲覧等	
(3) 実績報告書の提出	
(4) 登録事項の変更	
(5) 研修業務規程の変更	
(6) 実施計画の変更	
(7) 研修業務の休止について	
(8) 研修業務の廃止について	
3. 登録の更新	
IV 留意事項	12
1. 適合命令	
2. 改善命令	
3. 登録の取消し等	
4. 報告の徴収	
様式例	13
様式例 1 登録申請書	
様式例 2 申請者が欠格条項に該当しないことを説明した書類	
様式例 3 研修科目及び時間数	
様式例 4 講師名簿	
様式例 5 機械器具一覧	
様式例 6 役員名簿	
様式例 7 研修業務規程届	
様式例 8 研修業務規程	
様式例 9 実施計画届	
様式例 10 研修実施計画	
様式例 11 登録事項変更届	
様式例 12 研修業務規程変更届	
様式例 13 実施計画変更届	
様式例 14 休止届	
様式例 15 廃止届	
様式例 16 登録更新申請書	
様式例 17 実績報告書	
関係法令	35
・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（抄）	
・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（抄）	

I 従事者研修の概要

1. 登録業種

建築物における衛生的環境の確保に関する法律(以下「建築物衛生法」という。)第12条の2に基づき、建築物の維持管理業(8業種)については、一定の物的要件、人的要件等を満たしている場合、都道府県知事の登録を受けることができます。

業種		業務内容
1号	建築物清掃業	建築物における床等の清掃を行う事業(建築物の外壁や窓の清掃、給排水設備のみの清掃を行う事業は含まない。)
2号	建築物空気環境測定業	建築物内の空気環境(浮遊粉じんの量、一酸化炭素の含有率、二酸化炭素の含有率、温度、相対湿度、気流)の測定を行う事業
3号	建築物空気調和用ダクト清掃業	建築物の空気調和用ダクトの清掃を行う事業
4号	建築物飲料水水質検査業	建築物における飲料水について、「水質基準に関する省令」の表の下欄に掲げる方法により水質検査を行う事業
5号	建築物飲料水貯水槽清掃業	受水槽、高置水槽等建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う事業
6号	建築物排水管清掃業	建築物の排水管の清掃を行う事業
7号	建築物ねずみ昆虫等防除業	建築物内において、ねずみ、昆虫等、人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物の防除を行う事業
8号	建築物環境衛生総合管理業	建築物における清掃、空気調和設備及び機械換気設備の運転、日常的な点検及び補修(以下「運転等」という。)並びに空気環境の測定、給水及び排水に関する設備の運転等並びに給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の検査並びに給水栓における水の色、濁り、臭い及び味の検査であって、特定建築物の衛生的環境の維持管理に必要な程度のものを併せ行う事業

2. 従事者研修

登録できる8業種のうち、建築物清掃業、建築物空気調和用ダクト清掃業、建築物飲料水貯水槽清掃業、建築物排水管清掃業、建築物ねずみ昆虫等防除業及び建築物環境衛生総合管理業においては、人的要件の一つとして、その作業に従事する方が従事者研修を受けていることが定められております。

従事者研修は、登録事業者自ら、又は厚生労働大臣の登録を受けた機関(以下「研修登録機関」という。)が行うこととなっています。研修登録機関が行う研修は以下のとおりです。

業種		研修名
1号	建築物清掃業	清掃作業従事者研修
3号	建築物空気調和用ダクト清掃業	ダクト清掃作業従事者研修
5号	建築物飲料水貯水槽清掃業	貯水槽清掃作業従事者研修
6号	建築物排水管清掃業	排水管清掃作業従事者研修
7号	建築物ねずみ昆虫等防除業	防除作業従事者研修
8号	建築物環境衛生総合管理業	清掃作業従事者研修

Ⅱ 従事者研修の登録機関となるための申請手続き

登録は、研修の業務を行おうとする個人又は法人の申請により行います。

1. 登録の要件

登録には、以下の要件（１）と（２）に適合することが必要です。

（１）申請者に関する要件

申請者が、次の①～③のいずれかに該当する場合は、登録を受けることができません。

- ①建築物衛生法又は建築物衛生法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない場合
- ②厚生労働大臣が建築物衛生法に基づく講習や研修の登録機関の登録を取り消し、その取消しの日から二年を経過しない場合
- ③（申請者が法人の場合）法人の業務を行う役員の中に、①又は②のいずれかに該当する者がある場合

（２）研修の内容に関する要件

研修登録機関が行う従事者研修の内容は、研修ごとに定められています。

①清掃作業従事者研修

対象者	清掃作業に従事する方の全て
実施回数	定期的開催
研修内容	清掃用機械器具等及び清掃作業に用いる資材の使用法並びに清掃作業の安全及び衛生に関する事
指導者の要件	次のうち、いずれかの条件に適合する知識経験を有する者 (1)学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者 (2)学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの (3) (1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

②ダクト清掃作業従事者研修

対象者	空気調和用ダクトの清掃作業に従事する方の全て
実施回数	定期的開催
研修内容	空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具の使用法並びに空気調和用ダクトの清掃作業の安全及び衛生に関する事
指導者の要件	次のうち、いずれかの条件に適合する知識経験を有する者 (1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者 (2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務

	に従事した経験を有するもの (3) (1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者
--	---

③貯水槽清掃作業従事者研修

対象者	貯水槽の清掃作業に従事する方の全て
実施回数	定期的開催
研修内容	貯水槽の清掃方法、塗装方法及び消毒方法並びに貯水槽の清掃作業の安全及び衛生に関する事
指導者の要件	次のうち、いずれかの条件に適合する知識経験を有する者 (1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者 (2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの (3) (1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

④排水管清掃作業従事者研修

対象者	排水管の清掃作業に従事する方の全て
実施回数	定期的開催
研修内容	排水管の清掃作業に用いる機械器具の使用方法及び排水管の清掃作業の安全及び衛生に関する事
指導者の要件	次のうち、いずれかの条件に適合する知識経験を有する者 (1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者 (2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの (3) (1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

⑤防除作業従事者研修

対象者	ねずみ等の防除作業に従事する方の全て
実施回数	定期的開催
研修内容	ねずみ等の防除作業に用いられる機械器具及び薬剤の種類及び使用方法並びに防除作業の安全及び衛生に関する事
指導者の要件	次のうち、いずれかの条件に適合する知識経験を有する者 (1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者 (2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの (3) (1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

2. 申請に必要な書類

申請に当たっては、登録申請書と添付書類を各1部提出してください。

(1) 登録申請書

登録申請書に記載する事項は、次の①～③です。

- ①個人の場合：氏名と住所
法人の場合：法人の名称と住所、代表者の氏名と住所
- ②研修業務を行う事業所の名称と所在地
- ③研修業務を開始しようとする年月日

【提出書類】

- ・登録申請書（様式例1）
- ・添付書類（各1部。詳しくは（2）を御参照ください。）

【提出先】

東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館
厚生労働省医薬・生活衛生局 生活衛生課

【提出方法】

郵送又は持参

(2) 添付書類

添付書類は、申請者が個人の場合と法人の場合で異なります。それぞれに該当する書類を提出してください。

①申請者が個人の場合

- ア 住民票の写し
- イ 申請者が欠格条項に該当しないことを説明した書類（様式例2）
- ウ 研修科目及び時間数（様式例3）
- エ 研修に使用するテキスト（申請者において作成中又は作成予定の場合は、その概要及び作成スケジュールが分かる資料）
- オ 講師名簿（講師氏名、略歴及び担当科目）（様式例4）
- カ 機械器具一覧（研修に用いる機械器具の名称、型式、製造者名、数量及びそれらの所有又は借入れの別）（様式例5）
- キ 事業概要（研修業務以外の業務を行っているときは、その業務の種類及び概要を記載した書類）
- ク 研修業務規程の案（様式例8）
- ケ 研修業務を開始する年度の実施計画（様式例10）

②申請者が法人の場合

- ア 定款又は寄附行為
- イ 登記事項証明書
- ウ 申請者が欠格条項に該当しないことを説明した書類（様式例2）
- エ 研修科目及び時間数（様式例3）

- オ 研修に使用するテキスト（申請者において作成中又は作成予定の場合は、その概要及び作成スケジュールが分かる資料）
- カ 講師名簿（講師氏名、略歴及び担当科目）（様式例4）
- キ 機械器具一覧（研修に用いる機械器具の名称、型式、製造者名、数量及びそれらの所有又は借入れの別）（様式例5）
- ク 役員名簿（役員氏名及び略歴）（様式例6）
- ケ 事業概要（研修業務以外の業務を行っているときは、その業務の種類及び概要を記載した書類）
- コ 研修業務規程の案（様式例8）
- サ 研修業務を開始する年度の実施計画（様式例10）

3. 登録の事前相談

登録の申請に当たっては、事前に以下の担当係へ御相談ください。

【担当】

東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎第5号館
厚生労働省医薬・生活衛生局 生活衛生課
連絡先 03-5253-1111（内線 2432）

4. 登録の通知

申請書を提出していただいた後、審査を経て、要件に適合していることが確認された場合には、登録番号を付した「登録通知」を交付します。

なお、登録した際には、官報に公示いたします。

5. 有効期間

登録の有効期間は6年間です。

研修業務を継続する場合は、6年ごとに更新を受ける必要があります。

更新の手続きについては、「Ⅲ 研修の実施について」の「3. 登録の更新」を御確認ください。

Ⅲ 研修の実施について

1. 登録後の研修業務開始に当たって必要な手続き

(1) 研修業務規程の届出

研修登録機関は、研修業務の開始前に研修業務規程を定め、厚生労働大臣に届け出ることが必要です。

研修業務規程には、以下の①～⑩の項目について記載し、1部提出してください。

- ①研修の実施方法
- ②研修に関する料金
- ③研修の料金の収納方法に関する事項
- ④研修の講師の選任及び解任に関する事項
- ⑤研修の科目及び時間に関する事項
- ⑥研修の修了の認定に関する事項
- ⑦研修の業務に関する書類及び帳簿の保存に関する事項
- ⑧研修の実施に関する計画に関する事項
- ⑨財務諸表等の謄本又は抄本の請求に係る費用に関する事項
- ⑩その他研修の業務に関し必要な事項

【提出書類】

- ・研修業務規程届（様式例7）
- ・研修業務規程（様式例8）

【提出先】

東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎第5号館
厚生労働省医薬・生活衛生局 生活衛生課

【提出方法】

郵送又は持参

(2) 実施計画の提出

研修登録機関は、正当な理由がある場合を除き、毎事業年度、研修業務の実施に関する計画を作成し、実施計画に従って公正に研修業務を行う必要があります。

また、研修登録機関は、毎事業年度の開始前に、作成した実施計画を厚生労働大臣に届け出ることが必要です。

【提出書類】

- ・実施計画届（様式例9）
- ・実施計画（様式例10）
- ・講師名簿（様式例4）※届出年度の講師名簿を添付してください。

【提出先】

東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎第5号館
厚生労働省医薬・生活衛生局 生活衛生課

【提出方法】

郵送又は持参

2. その他研修事務に関し必要な事項**(1) 帳簿の記載と保存**

研修登録機関は、研修業務を実施したときは、帳簿を作成して、保存する必要があります。

【帳簿の記載事項】

- ・研修業務の実施年月日
- ・受講者の氏名、生年月日、住所、修了年月日
- ・修了者の氏名

【帳簿の保存期限】

- ・作成した帳簿は、研修業務の全部を廃止するまで、保存しなければなりません。
※帳簿は電子データにより作成し、コンピュータのハードディスク、CD-R等の電子媒体に保存しておくことも可能です。

(2) 財務諸表等の備付及び閲覧等

研修登録機関は、毎事業年度経過後3月以内に、その事業年度の財務諸表等を作成して、事業所内に5年間保存しておく必要があります。

なお、研修登録機関は、研修の受講者やその他の利害関係者から、研修登録機関の業務時間内に、財務諸表等の閲覧、謄写、謄本又は抄本の請求があった場合は対応する必要があります。

【財務諸表等が書面により作成されている場合の請求項目】

- ・書面の閲覧又は謄写
- ・謄本又は抄本（研修業務規程に費用を定める必要があります。）

【財務諸表等が電磁的記録により作成されている場合の請求項目】

- ・電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面により表示したものの閲覧又は謄写
- ・謄本又は抄本（研修業務規程に費用を定める必要があります。）
※謄本又は抄本を提供する方法については、書面、電子メール又はフロッピーディスク等の交付のいずれかの方法により提供することになります。

(3) 実績報告書の提出

研修業務の適正な実施を推進する観点から、毎事業年度終了後3月以内に研修業務に係る実績報告をお願いいたします。なお、1.(2)の実施計画と同時に提出していただいても差し支えありません。

【提出書類】

- ・実績報告書（様式例17）

【提出先】

東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館
厚生労働省医薬・生活衛生局 生活衛生課

【提出方法】

郵送又は持参

(4) 登録事項の変更

研修登録機関は、次の①～④を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、厚生労働大臣に届出を行う必要があります。

- ①研修登録機関の氏名、名称
- ②研修登録機関の住所
- ③研修業務を行う事業所の名称
- ④研修業務を行う事業所の所在地

【提出書類】

- ・登録事項変更届（様式例11）
- ※変更後に、登記簿の謄本を提出してください。

【提出先】

東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館
厚生労働省医薬・生活衛生局 生活衛生課

【提出方法】

郵送又は持参

(5) 研修業務規程の変更

研修登録機関は、研修業務規程の内容を変更しようとするときは、事前にその内容を厚生労働大臣に届け出る必要があります。

【提出書類】

- ・研修業務規程変更届（様式例12）
- ・変更後の研修業務規程（様式例8）
- ・新旧対照表

【提出先】

東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館
厚生労働省医薬・生活衛生局 生活衛生課

【提出方法】

郵送又は持参

(6) 実施計画の変更

研修登録機関は、実施計画に記載した研修の日程や場所、講師などについて変更しようとするときは、変更について厚生労働大臣に届け出る必要があります。

【提出書類】

- ・実施計画変更届（様式例13）
- ・実施計画の変更箇所が分かる資料

※研修の日程や場所を変更する場合は、変更する実施計画を添付してください。
※講師を変更する場合は、新しい講師の略歴を添付してください。

【提出先】

東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎第 5 号館
厚生労働省医薬・生活衛生局 生活衛生課

【提出方法】

郵送又は持参

(7) 研修業務の休止について

研修登録機関が、研修業務を休止しようとするときは、休止しようとする日の 2 週間前までに厚生労働大臣に届け出ることが必要です。

【提出書類】

・休止届（様式例 1 4）

【提出先】

東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎第 5 号館
厚生労働省医薬・生活衛生局 生活衛生課

【提出方法】

郵送又は持参

(8) 研修業務の廃止について

研修登録機関が、研修業務を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の 2 週間前までに厚生労働大臣に届け出ることが必要です。

【提出書類】

・廃止届（様式例 1 5）

【提出先】

東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎第 5 号館
厚生労働省医薬・生活衛生局 生活衛生課

【提出方法】

郵送又は持参

3. 登録の更新

登録の有効期間は 6 年です。引き続き登録の更新を受けようとする場合は、更新を希望する日の 1 箇月前までに申請書を提出してください。

申請に必要な添付書類は、新規に登録する際の書類と同様です。

(1) 登録更新申請書

登録更新申請書に記載する事項は、次の①～③です。

- ①個人の場合：氏名と住所
法人の場合：法人の名称と住所、代表者の氏名と住所
- ②研修業務を行う事業所の名称と所在地
- ③研修業務を開始しようとする年月日

【提出書類】

- ・登録更新申請書（様式例 1 6）
- ・添付書類（詳細は（2）を御参照ください。）

【提出先】

東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎第 5 号館
厚生労働省医薬・生活衛生局 生活衛生課

【提出方法】

郵送又は持参

（2）添付書類

添付書類は、申請者が個人の場合と法人の場合で異なります。それぞれに該当する書類を提出してください。

①申請者が個人の場合

- ア 住民票の写し
- イ 申請者が欠格条項に該当しないことを説明した書類（様式例 2）
- ウ 研修科目及び時間数（様式例 3）
- エ 講師名簿（講師氏名、略歴及び担当科目）（様式例 4）
- オ 機械器具一覧（研修に用いる機械器具の名称、型式、製造者名、数量及びそれらの所有又は借入れの別）（様式例 5）
- カ 事業概要（研修業務以外の業務を行っているときは、その業務の種類及び概要を記載した書類）
- キ 研修業務規程の案（様式例 8）

②申請者が法人の場合

- ア 定款又は寄附行為
- イ 登記事項証明書
- ウ 申請者が欠格条項に該当しないことを説明した書類（様式例 2）
- エ 研修科目及び時間数（様式例 3）
- オ 講師名簿（講師氏名、略歴及び担当科目）（様式例 4）
- カ 機械器具一覧（研修に用いる機械器具の名称、型式、製造者名、数量及びそれらの所有又は借入れの別）（様式例 5）
- キ 役員名簿（役員氏名及び略歴）（様式例 6）
- ク 事業概要（研修業務以外の業務を行っているときは、その業務の種類及び概要を記載した書類）
- ケ 研修業務規程の案（様式例 8）

(3) 登録の通知

申請書を提出していただいた後、審査を経て、要件に適合していることが確認された場合には、「更新通知」を交付します。

IV 留意事項

1. 適合命令

厚生労働大臣は、研修登録機関が、各登録要件のいずれかに適合しなくなった場合には、その研修登録機関に対して、要件に適合するため必要な措置を講ずるよう命じることがあります。

2. 改善命令

厚生労働大臣は、研修登録機関が、正当な理由がある場合を除き、実施計画に従って公正に研修の業務を行っていないことが認められるときは、その研修登録機関に対して、研修の業務の実施方法その他の業務の方法について、改善を命じることがあります。

3. 登録の取消し等

厚生労働大臣は、研修登録機関が次のいずれかに該当するときは、登録の取消しや一定期間業務の停止を命じることがあります。

- 建築物衛生法又は建築物衛生法に基づく命令に違反して罰金以上の刑に処せられたとき
- 法人の場合、役員が建築物衛生法又は建築物衛生法に基づく命令に違反して罰金以上の刑に処せられたとき
- 実施計画の届出、変更届を怠ったとき
- 登録事項の変更届を怠ったとき
- 研修業務規程の届出、変更届を怠ったとき
- 休止、廃止の届出を怠ったとき
- 財務諸表等の作成、保存を怠ったとき
- 正当な理由なく財務諸表等の閲覧等の請求を拒んだとき
- 厚生労働大臣による適合命令又は改善命令に違反したとき
- 不正の手段により登録を受けたとき

4. 報告の徴収

厚生労働大臣は、研修業務の適正な実施を確保するため必要な限度において、研修登録機関に対し、研修登録機関の業務又は経理の状況に関し、報告を求めることがあります。

【様式例 1 登録申請書】

〇〇作業従事者研修登録申請書

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

所在地 ○○○○○○○○○○○○○○○○
 名称 (団体の名称)
 代表者氏名 (役職) (氏名) 印

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（根拠条文）※に定める〇〇作業従事者研修登録機関の登録を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

1 名称及び住所並びに代表者の氏名及び住所
 名 称
 住 所
 代表者氏名
 代表者住所

2 研修の業務を行う事業所の名称及び所在地
 名 称
 所 在 地

3 研修の業務を開始しようとする年月日
 令和 年 月 日

※各研修に対応する根拠条文は以下のとおりです。文中の(根拠条文)の箇所には当てはめてください。

研修名	根拠条文
清掃作業従事者研修	第25条第3号ロ
ダクト清掃作業従事者研修	第26条の3第3号ロ
貯水槽清掃作業従事者研修	第28条第5号ロ
排水管清掃作業従事者研修	第28条の3第5号ロ
防除作業従事者研修	第29条第4号ロ

【様式例2 申請者が欠格条項に該当しないことを説明した書類】

宣 誓 書

建築物の衛生的環境の確保に関する法律施行規則（根拠条文）※に規定する欠格条項に該当しないことを宣誓します。

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

所在地 ○○○○○○○○○○○○○○○○
 名 称 (団体の名称)
 代表者氏名 (役職) (氏名) 印

※各研修に対応する根拠条文は以下のとおりです。文中の(根拠条文)の箇所には当てはめてください。

研修名	根拠条文
清掃作業従事者研修	第25条の3
ダクト清掃作業従事者研修	第26条の4第3項の規定により準用する第25条の3
貯水槽清掃作業従事者研修	第28条の2第3項の規定により準用する第25条の3
排水管清掃作業従事者研修	第28条の4第3項の規定により準用する第25条の3
防除作業従事者研修	第29条の2第3項の規定により準用する第25条の3

【様式例3 研修科目及び時間数】

〇〇作業従事者研修科目及び時間数

コース名：〇〇コース

科目	研修内容	時間数
〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇時間
〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇時間
〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇時間
〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇時間
〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇時間

【様式例4 講師名簿】

講師名簿

担当科目	〇〇コース 〇〇〇〇		
氏名	〇〇〇〇 〇〇〇〇〇	生年月日	昭和 年 月 日
勤務先	〇〇〇〇〇〇〇〇	役職名	〇〇〇〇
最終学歴	〇〇大学〇〇学部〇〇学科		
実務経歴	実務期間	実務内容	
	年 月～ 年 月	〇〇株式会社 〇〇課長 (〇〇業務)	
	年 月～ 年 月	△△株式会社 〇〇部長 (〇〇業務)	
	通算実務期間 〇〇年		
免許・資格	〇〇〇〇		
賞罰	なし		

担当科目	〇〇コース 〇〇〇〇		
氏名	〇〇〇〇 〇〇〇〇〇	生年月日	昭和 年 月 日
勤務先	〇〇〇〇〇〇〇〇	役職名	〇〇〇〇
最終学歴	〇〇大学〇〇学部〇〇学科		
実務経歴	実務期間	実務内容	
	年 月～ 年 月	〇〇株式会社 〇〇課長 (〇〇業務)	
	年 月～ 年 月	△△株式会社 〇〇部長 (〇〇業務)	
	通算実務期間 〇〇年		
免許・資格	〇〇〇〇		
賞罰	なし		

担当科目	〇〇コース 〇〇〇〇		
氏名	〇〇〇〇 〇〇〇〇〇	生年月日	昭和 年 月 日
勤務先	〇〇〇〇〇〇〇〇	役職名	〇〇〇〇
最終学歴	〇〇大学〇〇学部〇〇学科		
実務経歴	実務期間	実務内容	
	年 月～ 年 月	〇〇株式会社 〇〇課長 (〇〇業務)	
	年 月～ 年 月	△△株式会社 〇〇部長 (〇〇業務)	
	通算実務期間 〇〇年		
免許・資格	〇〇〇〇		
賞罰	なし		

【様式例5 機械器具一覧】

研修に用いる機械器具一覧

〇〇コース

名称	型式	製造者名	数量 (台)	所有借用 の区分

〇〇コース

名称	型式	製造者名	数量 (台)	所有借用 の区分

【様式例6 役員名簿】

略 歴 書

ふりがな 氏 名		生年月日	昭和 年 月 日
現住所	〇〇県 〇〇市 〇〇 〇-〇-〇		
勤務先名	〇〇〇〇〇〇〇〇	役職名	〇〇〇〇
最終学歴	〇〇大学〇〇学部		
職 歴	昭和〇〇年 〇月 〇〇〇〇株式会社入社		
	昭和〇〇年 〇月 〇〇〇〇株式会社〇〇部〇〇課長		
	...		
	平成〇〇年 〇月 〇〇〇〇株式会社〇〇部長		
	(現在に至る)		
免許・資格	〇〇〇〇		
賞 罰	なし		

【様式例 7 研修業務規程届】

	令和 年 月 日
厚生労働大臣 殿	
所在地	○○○○○○○○○○○○○○
名称	(団体の名称)
代表者氏名	(役職) (氏名)
○○作業従事者研修業務規程の届出について	
<p>建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（根拠条文）※に基づき、別添のとおり○○作業従事者研修業務規程を提出します。</p>	

※各研修に対応する根拠条文は以下のとおりです。文中の（根拠条文）の箇所には当てはめてください。

研修名	根拠条文
清掃作業従事者研修	第 2 5 条の 8
ダクト清掃作業従事者研修	第 2 6 条の 4 第 3 項の規定により準用する第 2 5 条の 8
貯水槽清掃作業従事者研修	第 2 8 条の 2 第 3 項の規定により準用する第 2 5 条の 8
排水管清掃作業従事者研修	第 2 8 条の 4 第 3 項の規定により準用する第 2 5 条の 8
防除作業従事者研修	第 2 9 条の 2 第 3 項の規定により準用する第 2 5 条の 8

〇〇作業従事者研修業務規程

制定 平成〇年〇月〇日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、〇〇が建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（根拠条文）※の規定により、研修登録機関として行う〇〇作業従事者研修の業務（以下「研修業務」という。）の実施について必要な事項を定める。

(研修業務実施の基本方針)

第2条 〇〇は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律及びこれに基づく命令並びにこれらに係る通知によるほか、この規程に基づき研修業務を適確かつ公正に実施するものとする。

第2章 研修の実施方法

(研修業務の実施体制)

第3条 研修業務を実施するため、〇〇に研修実施本部を置く。

2 〇〇の△△長が、研修実施本部の長を務める。

3 対面による講義（以下「対面講義」という。）の研修実施責任者及び研修監督者は、〇〇が現地に派遣する職員をもってあてる。

4 オンラインによる講義（以下「オンライン講義」という。）の研修実施責任者及び研修監督者は、研修実施本部の長が指名する。

(研修業務規程)

第4条 〇〇は、研修業務規程に基づき、研修業務を実施するものとする。

2 研修業務規程を変更する場合は、厚生労働大臣にあらかじめ届け出るものとする。

(研修案内及び受講申込書)

第5条 〇〇は、研修案内及び受講申込書を作成し、研修を受けようとする者に配布又は電子メール等で配信するものとする。

2 〇〇は、前項の研修案内を、〇〇の機関誌及びホームページ等に掲載するものとする。

(研修の受講申込)

第6条 〇〇は、研修を受けようとする者に、受講申込書を提出又は電子メール等により申請手続きをさせ、受講の申込を受け付けることとする。

(受講申込の受理及び受講票の送付)

第7条 〇〇は、前条による受講申込書が提出又は電子メール等で申請された場合には、記載事項その他必要な事項を審査し、受理するものとする。

2 〇〇は、受講者名簿を作成し、研修日のおよそ〇日前までに、対面講義による場合には受

講票を送付し、オンライン講義による場合には、受講に必要な URL、受講番号及びパスワード等を電子メールで送付するものとする。

(受講者の確認)

第 8 条 研修監督者は、対面講義の場合、午前及び午後の講義中に、各 1 回、写真により受講者本人であるかを確認するものとする。オンライン講義の場合、講義開始前に、画面上で受講者本人であるかを確認するものとする。

2 受講中になりすまし等の不正が判明した場合は退場させ、当該研修について受講させないものとする。

(研修の実施方法)

第 9 条 研修は対面講義又はオンライン講義により行うものとする。

2 対面講義は、教室において講師と受講者が対面して行い、研修の内容に係る質疑に対して講師が講義時間中に適切に対応するものとする。

3 オンライン講義は Web 会議システム等により行うものとする。

4 オンライン講義の場合における質疑は、Web 会議システムのチャット機能等を利用して、講師が講義時間中に適切に対応するものとする。

第 3 章 研修に関する料金

(手数料)

第 10 条 研修の受講料の額は次のとおりとする。なお、テキスト代は含まない。

受講料の額 ○○○○円 (消費税を含む。)

第 4 章 研修の料金の収納方法に関する事項

(手数料の収納方法)

第 11 条 研修の受講料は、原則として、申込と同時に現金又は金融機関の振込で収納するものとする。

2 受講料は、講習開始○週間前までに受講取消しの連絡がない場合は、返金しないものとする。

第 5 章 研修の講師の選任及び解任に関する事項

(講師の選任)

第 12 条 講師は、次のいずれかに適合する知識経験を有する者から、○○の△△長が選任するものとする。

(1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者

(2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの

(3) (1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

(講師の解任)

第 13 条 ○○の△△長が、講師が次のいずれかに該当し、その職務を行うことが不相当と認めるときは、講師を解任するものとする。

(1) 研修業務に関し、○○の△△長の指示に違反したとき。

- (2) 社会的不信を招くような行為をしたとき。
- (3) 健康上の理由その他により、講師の職を継続できなくなったとき。
- (4) その他講師自身のやむを得ない事由の発生したとき。

第6章 研修の科目及び時間に関する事項

(研修の科目及び時間)

第14条 研修の科目及び時間は、別表に定めるとおりとする。

(研修に用いる教材)

第15条 ○○は、研修に用いるテキスト等の教材を決定するに当たっては、研修の科目について知識を有する者から意見聴取するものとする。

第7章 研修の修了の認定に関する事項

(研修修了の認定)

第16条 ○○は、対面講義の場合は、研修の科目の全てを受講した者について研修の修了を認定し、帳簿に修了した旨を記録するものとする。

2 オンライン講義の場合は、受講者は科目毎にレポートを提出し、○○はそのレポートを審査の上、研修の科目の全ての内容を修了したと認められる受講者について研修の修了を認定し、帳簿に修了した旨を記録するものとする。

第8章 研修の業務に関する書類及び帳簿の保存に関する事項

(研修業務に関する書類作成と保存)

第17条 ○○は、次の事項を記載した帳簿を電磁的記録により作成し、研修業務の全部を廃止するまで保存するものとする。

- (1) 研修業務の実施年月日
 - (2) 受講者の氏名、生年月日、住所、修了年月日
 - (3) 修了者の氏名
- 2 実施計画書、受講申込書、講師等の選任・解任に関する書類及び財務諸表等の保有年限は次のとおりとする。
- (1) 実施計画書 ○年
 - (2) 受講申込書 ○年
 - (3) 講師等の選任・解任に関する書類 ○年
 - (4) 財務諸表等 ○年

第9章 研修の実施に関する計画に関する事項

(研修実施計画)

第18条 ○○は、毎年度、研修実施計画を作成し、厚生労働大臣にあらかじめ届け出るものとする。

- 2 ○○は、研修実施計画に基づき、研修事務を実施するものとする。
- 3 研修実施計画に変更が生じる場合は、厚生労働大臣にあらかじめ届け出るものとする。

第10章 財務諸表等の謄本又は抄本の請求に係る費用に関する事項

(財務諸表等の備付及び閲覧等)

第19条 ○○は、毎事業年度経過後3月以内に、その事業年度の財務諸表等を電磁的記録に

より作成するものとする。

- 2 ○○は、作成した財務諸表等を事業所内に5年間保存しておくものとする。
- 3 ○○は、研修の受講者やその他の利害関係者から、○○の業務時間内に、財務諸表等の閲覧又は謄写の請求があった場合は、それを許可するものとする。
- 4 ○○は、研修の受講者やその他の利害関係者から、○○の業務時間内に、財務諸表等の謄本又は抄本の請求があった場合は、書面、電子メール又はフロッピーディスクの交付のいずれかの方法により提供するものとする。
- 5 ○○は、前項の規定に基づき謄本又は抄本を提供する場合は、次の額の費用を徴収するものとする。

書面で提供する場合	○○○円
電子メールで提供する場合	○○○円
フロッピーディスクで提供する場合	○○○円

第11章 その他研修の業務に関し必要な事項

(実績報告)

第20条 ○○は、毎事業年度終了後3月以内に、厚生労働省医薬・生活衛生局 生活衛生課長に研修業務に係る実績報告書を提出するものとする。

(秘密保持義務)

第21条 ○○の役職員及びこれらのものであった者は、研修業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 講師についても、前項の規定を適用する。

(他の業務からの独立性)

第22条 ○○は、研修業務の実施に当たり、研修業務以外の業務から影響を受けることなく、当該事務を行うものとする。

(苦情及び異議申立)

第23条 ○○は、研修業務に関し、研修を受けようとする者その他の関係者から苦情又は異議申立があった場合には、誠実かつ迅速に対応し、法令その他の規定に則り、適正に処理するものとする。

(補則)

第24条 この規程に定めるもののほか、研修業務の実施方法等に関し必要な事項は、○○の△△長が別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成○年○月○日から適用する。

※各研修に対応する根拠条文は以下のとおりです。文中の(根拠条文)の箇所には当てはめてください。

研修名	根拠条文
清掃作業従事者研修	第25条第3号ロ

ダクト清掃作業従事者研修	第26条の3第3号ロ
貯水槽清掃作業従事者研修	第28条第5号ロ
排水管清掃作業従事者研修	第28条の3第5号ロ
防除作業従事者研修	第29条第4号ロ

【様式例 9 実施計画届】

令和 年 月 日
厚生労働大臣 殿
所在地 ○○○○○○○○○○○○○○ 名称 (団体の名称) 代表者氏名 (役職) (氏名)
令和○年度○○作業従事者研修実施計画の届出について
建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（根拠条文）※に基づき、別添のとおり令和○年度○○作業従事者研修実施計画を提出します。

※各研修に対応する根拠条文は以下のとおりです。文中の（根拠条文）の箇所には当てはめてください。

研修名	根拠条文
清掃作業従事者研修	第 2 5 条の 6
ダクト清掃作業従事者研修	第 2 6 条の 4 第 3 項の規定により準用する第 2 5 条の 6
貯水槽清掃作業従事者研修	第 2 8 条の 2 第 3 項の規定により準用する第 2 5 条の 6
排水管清掃作業従事者研修	第 2 8 条の 4 第 3 項の規定により準用する第 2 5 条の 6
防除作業従事者研修	第 2 9 条の 2 第 3 項の規定により準用する第 2 5 条の 6

【様式例 10 実施計画】

令和〇年度〇〇作業従事者研修実施計画

登録機関名：〇〇〇〇〇〇

事業年度：令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

コース名：〇〇コース

事項	実施予定期日
受講受付	〇〇会場：令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日 〇〇会場：令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日
研修	〇〇会場：令和〇年〇月〇日 (〇〇県〇〇市〇〇会館) 〇〇会場：令和〇年〇月〇日 (〇〇県〇〇市〇〇会館)
修了証の交付	〇〇会場：令和〇年〇月〇日 〇〇会場：令和〇年〇月〇日

コース名：〇〇コース

事項	実施予定期日
受講受付	〇〇会場：令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日 〇〇会場：令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日
研修	〇〇会場：令和〇年〇月〇日 (〇〇県〇〇市〇〇会館) 〇〇会場：令和〇年〇月〇日 (〇〇県〇〇市〇〇会館)
修了証の交付	〇〇会場：令和〇年〇月〇日 〇〇会場：令和〇年〇月〇日

※その事業年度の講師名簿を添付してください。

【様式例 1 1 登録事項変更届】

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

所在地 ○○○○○○○○○○○○○○
 名称 (団体の名称)
 代表者氏名 (役職) (氏名)

登録事項変更届

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（根拠条文）※の規定に基づき、下記のとおり○○作業従事者研修に係る登録事項の変更を届け出ます。

記

1 変更内容
 (新) ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
 (旧) ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

2 変更年月日
 令和○年○月○日

3 変更理由
 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○のため。

※各研修に対応する根拠条文は以下のとおりです。文中の(根拠条文)の箇所には当てはめてください。

研修名	根拠条文
清掃作業従事者研修	第25条の7
ダクト清掃作業従事者研修	第26条の4第3項の規定により準用する第25条の7
貯水槽清掃作業従事者研修	第28条の2第3項の規定により準用する第25条の7
排水管清掃作業従事者研修	第28条の4第3項の規定により準用する第25条の7
防除作業従事者研修	第29条の2第3項の規定により準用する第25条の7

【様式例 1 2 研修業務規程変更届】

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

所在地 ○○○○○○○○○○○
 名称 (団体の名称)
 代表者氏名 (役職) (氏名)

○○作業従事者研修業務規程の変更について

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(根拠条文)※の規定に基づき、下記のとおり○○作業従事者研修業務規程の変更を届け出ます。

記

1 変更内容
別添のとおり

2 変更年月日
令和○年○月○日

3 変更理由
○○○○○○○○○○○○○○○○○○のため。

※各研修に対応する根拠条文は以下のとおりです。文中の(根拠条文)の箇所に当てはめてください。

研修名	根拠条文
清掃作業従事者研修	第 2 5 条の 8
ダクト清掃作業従事者研修	第 2 6 条の 4 第 3 項の規定により準用する第 2 5 条の 8
貯水槽清掃作業従事者研修	第 2 8 条の 2 第 3 項の規定により準用する第 2 5 条の 8
排水管清掃作業従事者研修	第 2 8 条の 4 第 3 項の規定により準用する第 2 5 条の 8
防除作業従事者研修	第 2 9 条の 2 第 3 項の規定により準用する第 2 5 条の 8

※別添として、変更後の研修業務規程と新旧対照表を添付してください。

【様式例 1 3 実施計画変更届】

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

所在地 ○○○○○○○○○○○○○○
 名称 (団体の名称)
 代表者氏名 (役職) (氏名)

令和○年度○○作業従事者研修実施計画の変更について

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(根拠条文) ※に基づき、下記のとおり令和○年度○○作業従事者研修実施計画の変更について届け出ます。

記

1 変更内容
 ○○○○の変更(別添のとおり)

2 変更年月日
 令和○年○月○日

3 変更理由
 ○○○○○○○○○○○○○○○○○のため。

※各研修に対応する根拠条文は以下のとおりです。文中の(根拠条文)の箇所には当てはめてください。

研修名	根拠条文
清掃作業従事者研修	第25条の6第2項
ダクト清掃作業従事者研修	第26条の4第3項の規定により準用する第25条の6第2項
貯水槽清掃作業従事者研修	第28条の2第3項の規定により準用する第25条の6第2項
排水管清掃作業従事者研修	第28条の4第3項の規定により準用する第25条の6第2項
防除作業従事者研修	第29条の2第3項の規定により準用する第25条の6第2項

【様式例 1 4 休止届】

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

所在地 ○○○○○○○○○○○○○○
 名称 (団体の名称)
 代表者氏名 (役職) (氏名)

休 止 届

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（根拠条文）※の規定に基づき、下記のとおり○○作業従事者研修業務の休止を届け出ます。

記

1 休止する業務の範囲
 ○○作業従事者研修業務

2 休止期間
 令和○年○月○日～令和○年○月○日

3 休止理由
 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○のため。

※各研修に対応する根拠条文は以下のとおりです。文中の（根拠条文）の箇所には当てはめてください。

研修名	根拠条文
清掃作業従事者研修	第 2 5 条の 9
ダクト清掃作業従事者研修	第 2 6 条の 4 第 3 項の規定により準用する第 2 5 条の 9
貯水槽清掃作業従事者研修	第 2 8 条の 2 第 3 項の規定により準用する第 2 5 条の 9
排水管清掃作業従事者研修	第 2 8 条の 4 第 3 項の規定により準用する第 2 5 条の 9
防除作業従事者研修	第 2 9 条の 2 第 3 項の規定により準用する第 2 5 条の 9

【様式例 1 5 廃止届】

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

所在地 ○○○○○○○○○○○○○○
 名称 (団体の名称)
 代表者氏名 (役職) (氏名)

廃 止 届

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（根拠条例）※の規定に基づき、下記のとおり○○作業従事者研修業務の廃止を届け出ます。

記

1 廃止する業務の範囲
 ○○作業従事者研修業務

2 廃止年月日
 令和○年○月○日

3 廃止理由
 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○のため。

※各研修に対応する根拠条文は以下のとおりです。文中の(根拠条文)の箇所には当てはめてください。

研修名	根拠条文
清掃作業従事者研修	第25条の9
ダクト清掃作業従事者研修	第26条の4第3項の規定により準用する第25条の9
貯水槽清掃作業従事者研修	第28条の2第3項の規定により準用する第25条の9
排水管清掃作業従事者研修	第28条の4第3項の規定により準用する第25条の9
防除作業従事者研修	第29条の2第3項の規定により準用する第25条の9

【様式例 1 6 登録更新申請書】

〇〇作業従事者研修登録更新申請書

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

所在地 ○○○○○○○○○○○○○○
 名称 (団体の名称)
 代表者氏名 (役職) (氏名) 印

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（根拠条文）※の規定に基づき、〇〇作業従事者研修登録機関の登録の更新を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

1 名称及び住所並びに代表者の氏名及び住所
 名 称
 住 所
 代表者氏名
 代表者住所

2 研修の業務を行う事業所の名称及び所在地
 名 称
 所 在 地

3 研修の業務を開始しようとする年月日
 令和 年 月 日

※各研修に対応する根拠条文は以下のとおりです。文中の（根拠条文）の箇所には当てはめてください。

研修名	根拠条文
清掃作業従事者研修	第 2 5 条の 5 第 2 項
ダクト清掃作業従事者研修	第 2 6 条の 4 第 3 項の規定により準用する第 2 5 条の 5 第 2 項
貯水槽清掃作業従事者研修	第 2 8 条の 2 第 3 項の規定により準用する第 2 5 条の 5 第 2 項
排水管清掃作業従事者研修	第 2 8 条の 4 第 3 項の規定により準用する第 2 5 条の 5 第 2 項
防除作業従事者研修	第 2 9 条の 2 第 3 項の規定により準用する第 2 5 条の 5 第 2 項

【様式例 17 実績報告書】

令和○年度○○作業従事者研修実績報告書

令和 年 月 日

厚生労働省医薬・生活衛生局 生活衛生課長 殿

所在地 ○○○○○○○○○○○○○○○○○
 名称 (団体の名称)
 代表者氏名 (役職) (氏名) 印

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（根拠条文）※の規定に基づく
 ○○作業従事者研修事業に関し、下記のとおり報告します。

記

1 事業実績
 別紙1のとおり

2 事業に係る支出明細書
 別紙2のとおり

※各研修に対応する根拠条文は以下のとおりです。文中の（根拠条文）の箇所に当てはめてください。

研修名	根拠条文
清掃作業従事者研修	第25条第3号ロ
ダクト清掃作業従事者研修	第26条の3第3号ロ
貯水槽清掃作業従事者研修	第28条第5号ロ
排水管清掃作業従事者研修	第28条の3第5号ロ
防除作業従事者研修	第29条第4号ロ

(別紙1) ※法人の事業報告等で既存の資料がある場合は、その資料を添付してください。

事業実績

令和〇年度（令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日）

研修名	研修開催日	開催場所	受講者数	備考

(別紙2) ※ 法人の事業報告等で既存の資料がある場合は、その資料を添付してください。

令和○年度収支決算書
令和○年○月○日より令和○年○月○日まで

事業の名称	
-------	--

科目		(単位：円) 決算額
I 収入	(1)手数料	
	(2)その他収入	
当期収入合計 (A)		
前期繰越収支差額		
収入合計 (B)		
II 支出	(1)事業費	
	(2)管理費	
当期支出合計 (C)		
当期収支差額 (A) - (C)		
次期繰越収支差額 (B) - (C)		

○建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）（抄）

（登録）

第十二条の二 次の各号に掲げる事業を営んでいる者は、当該各号に掲げる事業の区分に従い、その営業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けることができる。

- 一 建築物における清掃を行う事業
 - 二 建築物における空気環境の測定を行う事業
 - 三 建築物の空気調和用ダクトの清掃を行う事業
 - 四 建築物における飲料水の水質検査を行う事業
 - 五 建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う事業
 - 六 建築物の排水管の清掃を行う事業
 - 七 建築物におけるねずみその他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物として厚生労働省令で定める動物の防除を行う事業
 - 八 建築物における清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査であつて、建築物における衛生的環境の総合的管理に必要な厚生労働省令で定める程度のものを行う事業
- 2 都道府県知事は、前項の登録の申請があつた場合において、その申請に係る営業所のその登録に係る事業を行うための機械器具その他の設備、その事業に従事する者の資格その他の事項が厚生労働省令で定める基準に適合すると認めるときは、登録をしなければならない。
- 3 前項の基準は、多数の者が使用し、又は利用する建築物について第一項各号に掲げる事業の業務を行うのに必要かつ十分なものでなければならない。
- 4 登録の有効期間は、六年とする。
- 5 前各項に規定するもののほか、登録の申請その他登録に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

○建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）（抄）

（建築物清掃業の登録基準）

第二十五条 法第十二条の二第二項の規定による同条第一項第一号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備（以下この条において「清掃用機械器具等」という。）、その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。

- 一 次の機械器具を有すること。
 - イ 真空掃除機
 - ロ 床みがき機
- 二 清掃作業の監督を行う者が、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項に規定する技能検定であつてビルクリーニングの職種（等級の区分が一級のものに限る。）に係るものに合格した者又は免状の交付を受けている者であつて、次のいずれかに該当するものであること。
 - イ 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う清掃作業の監督を行う者のための講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しない者
 - ロ イの講習の課程を修了した者であつて、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う清掃作業の監督を行う者のための再講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しないもの
- 三 清掃作業に従事する者が次の要件に該当する研修を修了したものであること。
 - イ 清掃作業に従事する者のすべてが受講できるものであること。
 - ロ 登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となつて定期的に行われるものであること。
 - ハ その内容が、清掃用機械器具等及び清掃作業に用いる資材の使用法並びに清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。
 - ニ その指導に当たる者が、ハの内容を指導するのに適当と認められる者であること。
- 四 清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。

(清掃作業監督者講習等の登録)

第二十五条の二 前条第二号イ及びロ並びに第三号ロの登録は、当該講習、再講習又は研修の業務を行おうとする者の申請により行う。

- 2 前項の規定により登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名及び住所
 - 二 講習、再講習又は研修の業務を行う事業所の名称及び所在地
 - 三 講習、再講習又は研修の業務を開始しようとする年月日
- 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 申請者が個人である場合は、その住民票の写し（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し）
 - 二 申請者が法人である場合は、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - 三 申請者が次条各号の規定に該当しないことを説明した書類
 - 四 講習、再講習又は研修の科目及び時間数
 - 五 申請に係る講習、再講習又は研修の講師の氏名、略歴及び担当する科目
 - 六 申請に係る講習、再講習又は研修に用いる機械器具その他の設備の種類、数、性能及びそれらの所有又は借入れの別
 - 七 申請者が法人である場合は、その役員の氏名及び略歴を記載した書類
 - 八 講習、再講習又は研修の業務以外の業務を行っているときは、その業務の種類及び概要を記載した書類

(欠格条項)

第二十五条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、第二十五条第二号イ及びロ並びに第三号ロの登録を受けることができない。

- 一 法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 二 第二十五条の十三の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- 三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

(清掃作業監督者講習等の登録基準)

第二十五条の四 厚生労働大臣は、第二十五条の二の規定により登録を申請した者が次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一 第二十五条第二号イの登録 講習の内容が次に該当するものであること。
 - イ 講習の科目及び時間数は、次のとおりであること。
 - (1) 建築物環境衛生制度 二時間以上
 - (2) 建築物の衛生的管理 八時間以上
 - (3) 作業監督の実際 三時間以上
 - ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの科目を教授するものであること。
 - (1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者
 - (2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの
 - (3) (1) 又は (2) に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者
- 二 第二十五条第二号ロの登録 再講習の内容が次に該当するものであること。
 - イ 再講習は、次に掲げる事項について行うものとし、当該再講習の総時間数は、六時間以上とするものであること。

- (1) 清掃作業の監督を行う者として必要な知識に関すること。
- (2) 新たな技術、社会情勢の変化及び関係法令の内容に関すること。
- ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの事項を教授するものであること。
 - (1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者
 - (2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの
 - (3) (1) 又は (2) に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者
- 三 第二十五条第三号ロの登録 研修の内容が次に該当するものであること。
 - イ 定期的に行われるものであること。
 - ロ 研修の内容が、清掃用機械器具等及び清掃作業に用いる資材の使用法並びに清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。
 - ハ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がロの内容を教授するものであること。
 - (1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者
 - (2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの
 - (3) (1) 又は (2) に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者
- 2 登録は、監督者講習機関等登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
 - 一 登録を受けた講習、再講習又は研修の種類
 - 二 登録の年月日及び登録番号
 - 三 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 四 登録を受けた者が講習、再講習又は研修の業務を行う事業所の名称及び所在地

(清掃作業監督者講習等の登録の更新)

第二十五条の五 第二十五条第二号イ及びロ並びに第三号ロの登録は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(実施義務)

第二十五条の六 第二十五条第二号イ及びロ並びに第三号ロの登録を受けた者（以下「清掃作業監督者講習等登録機関」という。）は、正当な理由がある場合を除き、毎事業年度、講習、再講習又は研修の業務の実施に関する計画を作成し、これに従つて公正に、講習、再講習又は研修の業務を行わなければならない。

2 清掃作業監督者講習等登録機関は、毎事業年度の開始前に、第一項の規定により作成した計画を厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(変更の届出)

第二十五条の七 清掃作業監督者講習等登録機関は、その氏名若しくは名称、住所又は講習、再講習若しくは研修の業務を行う事業所の名称若しくは所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、厚生労働大臣に届け出なければならない。

(清掃作業監督者講習等業務規程)

第二十五条の八 清掃作業監督者講習等登録機関は、清掃作業監督者講習等の業務に関する規程（以下「清掃作業監督者講習等業務規程」という。）を定め、講習、再講習又は研修の業務の開始前に厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 清掃作業監督者講習等業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

- 一 講習、再講習又は研修の実施方法
- 二 講習、再講習又は研修に関する料金
- 三 前号の料金の収納方法に関する事項
- 四 講習、再講習又は研修の講師の選任及び解任に関する事項
- 五 講習、再講習又は研修の科目及び時間に関する事項
- 六 講習、再講習又は研修の修了の認定に関する事項
- 七 講習、再講習又は研修の業務に関する書類及び帳簿の保存に関する事項
- 八 講習、再講習又は研修の実施に関する計画に関する事項
- 九 第二十五条の十第二項第二号及び第四号の請求に係る費用に関する事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、講習、再講習又は研修の業務に関し必要な事項

(業務の休廃止)

第二十五条の九 清掃作業監督者講習等登録機関は、講習、再講習又は研修の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、休止又は廃止しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第二十五条の十 清掃作業監督者講習等登録機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財務諸表等を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

2 講習、再講習又は研修を受講しようとする者その他の利害関係人は、清掃作業監督者講習等登録機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、清掃作業監督者講習等登録機関の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- 三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次のいずれかのものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
 - イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
 - ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調整するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(適合命令)

第二十五条の十一 厚生労働大臣は、清掃作業監督者講習等登録機関が第二十五条の四第一項各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める要件のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その清掃作業監督者講習等登録機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第二十五条の十二 厚生労働大臣は、清掃作業監督者講習等登録機関が第二十五条の六第一項の規定に違反していると認めるときは、その清掃作業監督者講習等登録機関に対し、講習、再講習若しくは研修の業務を行うべきこと又は講習、再講習若しくは研修の業務の実施方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第二十五条の十三 厚生労働大臣は、清掃作業監督者講習等登録機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて講習、再講習又は研修の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第二十五条の三第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 二 第二十五条の六第二項、第二十五条の七から第二十五条の九まで、第二十五条の十第一項又は次条の規定に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに第二十五条の十第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 四 第二十五条の十一又は前条の規定による命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第二十五条第二号イ及びロ並びに第三号ロの登録を受けたとき。

(帳簿の備付け)

第二十五条の十四 清掃作業監督者講習等登録機関は、講習、再講習又は研修の業務を実施したときは、講習、再講習又は研修の業務の実施年月日、受講者の氏名、生年月日、住所、修了年月日及び修了者の氏名を記載した帳簿を作成し、講習、再講習又は研修の業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

(報告の徴収)

第二十五条の十五 厚生労働大臣は、講習、再講習又は研修の業務の適正な実施を確保するため必要な限度において、清掃作業監督者講習等登録機関に対し、清掃作業監督者講習等登録機関の業務又は経理の状況に関し報告させることができる。

(公示)

第二十五条の十六 厚生労働大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 第二十五条第二号イ及びロ並びに第三号ロの登録をしたとき。
- 二 第二十五条の七の規定による届出があつたとき。
- 三 第二十五条の九の規定による届出があつたとき。
- 四 第二十五条の十三の規定により第二十五条第二号イ及びロ並びに第三号ロの登録を取り消し、又は講習、再講習若しくは研修の業務の停止を命じたとき。

(建築物空気環境測定業の登録基準)

第二十六条 法第十二条の二第二項の規定による同条第一項第二号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備、その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。

- 一 第三条の二第一号の表の第一号から第六号の下欄に掲げる測定器（同表第二号から第六号までの下欄に掲げる測定器については、これと同程度以上の性能を有する測定器を含む。）及び空気環境の測定作業に必要な器具を有すること。
- 二 空気環境の測定を行う者が次のいずれかに該当するものであること。
 - イ 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う空気環境の測定を行う者のための講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しない者
 - ロ イの講習の課程を修了した者であつて、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う空気環境の測定を行う者のための再講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しないもの
 - ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
- 三 空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。

(空気環境測定実施者講習等登録機関)

第二十六条の二 前条第二号イ及びロの登録は、当該講習又は再講習の業務を行おうとする者の申請により行う。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により登録を申請した者が次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一 前条第二号イの登録 講習の内容が次に該当するものであること。
 - イ 講習の科目及び時間数は、次のとおりであること。
 - (1) 建築物環境衛生制度 二時間以上
 - (2) 建築設備概論 三時間以上
 - (3) 空気環境管理概論 四時間以上

- (4) 空気環境測定各論 十八時間以上
- (5) 実務指導 六時間以上
- ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの科目を教授するものであること。
 - (1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者
 - (2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの
 - (3) (1) 又は (2) に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者
- 二 前条第二号ロの登録 再講習の内容が次に該当するものであること。
 - イ 再講習は、次に掲げる事項について行うものとし、当該再講習の総時間数は、十一時間以上とするものであること。
 - (1) 空気環境の測定を行う者として必要な知識に関すること。
 - (2) 新たな技術、社会情勢の変化及び関係法令の内容に関すること。
 - ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの事項を教授するものであること。
 - (1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者
 - (2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの
 - (3) (1) 又は (2) に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

3 第二十五条の二第二項及び第三項、第二十五条の三並びに第二十五条の四第二項の規定は第一項の登録について、第二十五条の五から第二十五条の十六までの規定は第一項の登録を受けて講習又は再講習の業務を行う者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第二十五条の二第二項及び第三項並びに第二十五条の四第二項	講習、再講習又は研修	講習又は再講習
第二十五条の三	第二十五条第二号イ及びロ並びに第三号ロ	第二十六条第二号イ及びロ
	第二十五条の十三	第二十六条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の十三
第二十五条の五	第二十五条第二号イ及びロ並びに第三号ロ	第二十六条第二号イ及びロ
第二十五条の六	第二十五条第二号イ及びロ並びに第三号ロ	第二十六条第二号イ及びロ
	清掃作業監督者講習等登録機関	空気環境測定実施者講習等登録機関
	講習、再講習又は研修	講習又は再講習
第二十五条の七	清掃作業監督者講習等登録機関	空気環境測定実施者講習等登録機関
	講習、再講習若しくは研修	講習若しくは再講習
第二十五条の九、第二十五条の十、第二十五条の十四及び第二十五条の十五	清掃作業監督者講習等登録機関	空気環境測定実施者講習等登録機関
	講習、再講習又は研修	講習又は再講習

第二十五条の八	清掃作業監督者講習等業務規程	空気環境測定実施者講習等業務規程
	清掃作業監督者講習等登録機関	空気環境測定実施者講習等登録機関
	清掃作業監督者講習等	空気環境測定実施者講習等
	講習、再講習又は研修	講習又は再講習
	第二十五条の十第二項第二号及び第四号	第二十六条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の十第二項第二号及び第四号
第二十五条の十一	清掃作業監督者講習等登録機関	空気環境測定実施者講習等登録機関
	第二十五条の四第一項各号	第二十六条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の四第一項各号
第二十五条の十二	清掃作業監督者講習等登録機関	空気環境測定実施者講習等登録機関
	第二十五条の六第一項	第二十六条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の六第一項
	講習、再講習若しくは研修	講習若しくは再講習
第二十五条の十三	清掃作業監督者講習等登録機関	空気環境測定実施者講習等登録機関
	講習、再講習又は研修	講習又は再講習
	第二十五条の三第一号又は第三号	第二十六条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の三第一号又は第三号
	第二十五条の六第二項、第二十五条の七から第二十五条の九まで、第二十五条の十第一項又は次条	第二十六条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の六第二項、第二十五条の七から第二十五条の九まで、第二十五条の十第一項又は次条
	第二十五条の十第二項各号	第二十六条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の十第二項各号
	第二十五条の十一	第二十六条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の十一
	第二十五条第二号イ及びロ並びに第三号ロ	第二十六条第二号イ及びロ
	第二十五条の十六	第二十六条第二号イ及びロ
第二十五条の十六	第二十五条第二号イ及びロ並びに第三号ロ	第二十六条第二号イ及びロ
	第二十五条の七	第二十六条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の七
	第二十五条の九	第二十六条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の九
	第二十五条の十三	第二十六条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の十三
	講習、再講習若しくは研修	講習若しくは再講習

(建築物空気調和用ダクト清掃業の登録基準)

第二十六条の三 法第十二条の二第二項の規定による同条第一項第三号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備、その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。

- 一 次の機械器具を有すること。
 - イ 電気ドリル及びシャワー又はニブラ
 - ロ 内視鏡（写真を撮影することができるものに限る。）
 - ハ 電子天びん又は化学天びん
 - ニ コンプレッサー
 - ホ 集じん機
 - ヘ 真空掃除機
- 二 空気調和用ダクトの清掃作業の監督を行う者が次のいずれかに該当するものであること。
 - イ 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う空気調和用ダクトの清掃作業の監督を行う者のための講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しない者
 - ロ イの講習の課程を修了した者であつて、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う空気調和用ダクトの清掃作業の監督を行う者のための再講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しないもの
 - ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
- 三 空気調和用ダクトの清掃作業に従事する者が次の要件に該当する研修を修了したものであること。
 - イ 空気調和用ダクトの清掃作業に従事する者のすべてが受講できるものであること。
 - ロ 登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となつて定期的に行われるものであること。
 - ハ その内容が、空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具の使用法並びに空気調和用ダクトの清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。
 - ニ その指導に当たる者が、ハの内容を指導するのに適当と認められる者であること。
- 四 空気調和用ダクトの清掃作業及び空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。

(ダクト清掃作業監督者講習等登録機関)

第二十六条の四 前条第二号イ及びロ並びに第三号ロの登録は、当該講習、再講習又は研修の業務を行おうとする者の申請により行う。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により登録を申請した者が次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一 前条第二号イの登録 講習の内容が次に該当するものであること。
 - イ 講習の科目及び時間数は、次のとおりであること。
 - (1) 建築物環境衛生制度 二時間以上
 - (2) 空調衛生概論 四時間以上
 - (3) 建築設備概論 五時間以上
 - (4) 作業の安全管理 二時間以上
 - (5) ダクト清掃各論 十五時間以上
 - ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの科目を教授するものであること。
 - (1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者
 - (2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの
 - (3) (1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者
- 二 前条第二号ロの登録 再講習の内容が次に該当するものであること。
 - イ 再講習は、次に掲げる事項について行うものとし、当該再講習の総時間数は、十時間以

上とするものであること。

- (1) 空気調和用ダクトの清掃作業の監督を行う者として必要な知識に関すること。
- (2) 新たな技術、社会情勢の変化及び関係法令の内容に関すること。
- ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの事項を教授するものであること。
 - (1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者
 - (2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの
 - (3) (1) 又は (2) に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

三 前条第三号ロの登録 研修の内容が次に該当するものであること。

- イ 定期的に行われるものであること。
- ロ 研修の内容が、空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具の使用方法及び空気調和用ダクトの清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。
- ハ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がロの内容を教授するものであること。
 - (1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者
 - (2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの
 - (3) (1) 又は (2) に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

3 第二十五条の二第二項及び第三項、第二十五条の三並びに第二十五条の四第二項の規定は第一項の登録について、第二十五条の五から第二十五条の十六までの規定は第一項の登録を受けて講習、再講習又は研修の業務を行う者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第二十五条の三	第二十五条第二号イ及びロ並びに第三号ロ	第二十六条の三第二号イ及びロ並びに第三号ロ
	第二十五条の十三	第二十六条の四第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の十三
第二十五条の五	第二十五条第二号イ及びロ並びに第三号ロ	第二十六条の三第二号イ及びロ並びに第三号ロ
第二十五条の六	第二十五条第二号イ及びロ並びに第三号ロ	第二十六条の三第二号イ及びロ並びに第三号ロ
	清掃作業監督者講習等登録機関	ダクト清掃作業監督者講習等登録機関
第二十五条の七、第二十五条の九、第二十五条の十、第二十五条の十四及び第二十五条の十五	清掃作業監督者講習等登録機関	ダクト清掃作業監督者講習等登録機関
第二十五条の八	清掃作業監督者講習等業務規程	ダクト清掃作業監督者講習等業務規程
	清掃作業監督者講習等登録機関	ダクト清掃作業監督者講習等登録機関
	清掃作業監督者講習等	ダクト清掃作業監督者講習等
	第二十五条の十第二項第二号及び第四号	第二十六条の四第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の十

		第二項第二号及び第四号
第二十五条の十一	清掃作業監督者講習等登録機関	ダクト清掃作業監督者講習等登録機関
	第二十五条の四第一項各号	第二十六条の四第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の四第一項各号
第二十五条の十二	清掃作業監督者講習等登録機関	ダクト清掃作業監督者講習等登録機関
	第二十五条の六第一項	第二十六条の四第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の六第一項
第二十五条の十三	清掃作業監督者講習等登録機関	ダクト清掃作業監督者講習等登録機関
	第二十五条の三第一号又は第三号	第二十六条の四第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の三第一号又は第三号
	第二十五条の六第二項、第二十五条の七から第二十五条の九まで、第二十五条の十第一項又は次条	第二十六条の四第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の六第二項、第二十五条の七から第二十五条の九まで、第二十五条の十第一項又は次条
	第二十五条の十第二項各号	第二十六条の四第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の十第二項各号
	第二十五条の十一	第二十六条の四第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の十一
	第二十五条第二号イ及びロ並びに第三号ロ	第二十六条の三第二号イ及びロ並びに第三号ロ
	第二十五条第二号イ及びロ並びに第三号ロ	第二十六条の三第二号イ及びロ並びに第三号ロ
第二十五条の十六	第二十五条第二号イ及びロ並びに第三号ロ	第二十六条の三第二号イ及びロ並びに第三号ロ
	第二十五条の七	第二十六条の四第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の七
	第二十五条の九	第二十六条の四第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の九
	第二十五条の十三	第二十六条の四第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の十三

(建築物飲料水水質検査業の登録基準)

第二十七条 法第十二条の二第二項の規定による同条第一項第四号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備、その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。

一 次の機械器具を有すること。

- イ 高圧蒸気滅菌器及び恒温器
- ロ フレームレスー原子吸光光度計、誘導結合プラズマ発光分光分析装置又は誘導結合プラズマ質量分析装置
- ハ イオンクロマトグラフ
- ニ 乾燥器
- ホ 全有機炭素定量装置
- ヘ pH計

- ト 分光光度計又は光電光度計
- チ ガスクロマトグラフ—質量分析計
- リ 電子天びん又は化学天びん
- 二 水質検査を適確に行うことのできる検査室を有すること。
- 三 水質検査を行う者が次のいずれかに該当するものであること。
 - イ 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において、理学、医学、歯学、薬学、保健学、衛生学、工学、農学若しくは獣医学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、一年以上水質検査又はその他の理化学的若しくは細菌学的検査の実務に従事した経験を有する者
 - ロ 臨床検査技師であつて、一年以上水質検査又はその他の理化学的若しくは細菌学的検査の実務に従事した経験を有する者
 - ハ 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において、生物学若しくは工業化学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、一年以上水質検査又はその他の理化学的若しくは細菌学的検査の実務に従事した経験を有する者
 - ニ イ、ロ又はハに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
- 四 水質検査及び水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。

(建築物飲料水貯水槽清掃業の登録基準)

第二十八条 法第十二条の二第二項の規定による同条第一項第五号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備、その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。

- 一 次の機械器具を有すること。
 - イ 揚水ポンプ
 - ロ 高圧洗浄機
 - ハ 残水処理機
 - ニ 換気ファン
 - ホ 防水型照明器具
 - ヘ 色度計、濁度計及び残留塩素測定器
- 二 前号の機械器具を適切に保管することのできる専用の保管庫を有すること。
- 三 第一号の機械器具は、飲料水の貯水槽の清掃に専用のものであること。
- 四 飲料水の貯水槽の清掃作業の監督を行う者が次のいずれかに該当するものであること。
 - イ 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う貯水槽の清掃作業の監督を行う者のための講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しない者
 - ロ イの講習の課程を修了した者であつて、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う貯水槽の清掃作業の監督を行う者のための再講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しないもの
 - ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
- 五 飲料水の貯水槽の清掃作業に従事する者が次の要件に該当する研修を修了したものであること。
 - イ 貯水槽の清掃作業に従事する者のすべてが受講できるものであること。
 - ロ 登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となつて定期的に行われるものであること。
 - ハ その内容が、貯水槽の清掃方法、塗装方法及び消毒方法並びに貯水槽の清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。
 - ニ その指導に当たる者が、ハの内容を指導するのに適当と認められる者であること。
- 六 飲料水の貯水槽の清掃作業及び飲料水の貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。

(貯水槽清掃作業監督者講習等登録機関)

第二十八条の二 前条第四号イ及びロ並びに第五号ロの登録は、当該講習、再講習又は研修の業務を行おうとする者の申請により行う。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により登録を申請した者が次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 前条第四号イの登録 講習の内容が次に該当するものであること。

イ 講習の科目及び時間数は、次のとおりであること。

- (1) 建築物環境衛生制度 二時間以上
- (2) 給水衛生概論 七時間以上
- (3) 建築設備概論 五時間以上
- (4) 作業の安全管理 二時間以上
- (5) 貯水槽清掃各論 十二時間以上

ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの科目を教授するものであること。

- (1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者
- (2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの
- (3) (1) 又は (2) に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

二 前条第四号ロの登録 再講習の内容が次に該当するものであること。

イ 再講習は、次に掲げる事項について行うものとし、当該再講習の総時間数は、十時間以上とするものであること。

- (1) 貯水槽の清掃作業の監督を行う者として必要な知識に関すること。
- (2) 新たな技術、社会情勢の変化及び関係法令の内容に関すること。

ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの事項を教授するものであること。

- (1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者
- (2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの
- (3) (1) 又は (2) に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

三 前条第五号ロの登録 研修の内容が次に該当するものであること。

イ 定期的に行われるものであること。

ロ 研修の内容が、貯水槽の清掃方法、塗装方法及び消毒方法並びに貯水槽の清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。

ハ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がロの内容を教授するものであること。

- (1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者
- (2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの
- (3) (1) 又は (2) に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

3 第二十五条の二第二項及び第三項、第二十五条の三並びに第二十五条の四第二項の規定は第一項の登録について、第二十五条の五から第二十五条の十六までの規定は第一項の登録を受けて講習、再講習又は研修の業務を行う者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第二十五条の三	第二十五条第二号イ及びロ並びに第三号ロ	第二十八条第四号イ及びロ並びに第五号ロ
	第二十五条の十三	第二十八条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の十

		三
第二十五条の五	第二十五条第二号イ及びロ並びに第三号ロ	第二十八条第四号イ及びロ並びに第五号ロ
第二十五条の六	第二十五条第二号イ及びロ並びに第三号ロ	第二十八条第四号イ及びロ並びに第五号ロ
	清掃作業監督者講習等登録機関	貯水槽清掃作業監督者講習等登録機関
第二十五条の七、第二十五条の九、第二十五条の十、第二十五条の十四及び第二十五条の十五	清掃作業監督者講習等登録機関	貯水槽清掃作業監督者講習等登録機関
第二十五条の八	清掃作業監督者講習等業務規程	貯水槽清掃作業監督者講習等業務規程
	清掃作業監督者講習等登録機関	貯水槽清掃作業監督者講習等登録機関
	清掃作業監督者講習等	貯水槽清掃作業監督者講習等
	第二十五条の十第二項第二号及び第四号	第二十八条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の十第二項第二号及び第四号
第二十五条の十一	清掃作業監督者講習等登録機関	貯水槽清掃作業監督者講習等登録機関
	第二十五条の四第一項各号	第二十八条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の四第一項各号
第二十五条の十二	清掃作業監督者講習等登録機関	貯水槽清掃作業監督者講習等登録機関
	第二十五条の六第一項	第二十八条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の六第一項
第二十五条の十三	清掃作業監督者講習等登録機関	貯水槽清掃作業監督者講習等登録機関
	第二十五条の三第一号又は第三号	第二十八条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の三第一号又は第三号
	第二十五条の六第二項、第二十五条の七から第二十五条の九まで、第二十五条の十第一項又は次条	第二十八条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の六第二項、第二十五条の七から第二十五条の九まで、第二十五条の十第一項又は次条
	第二十五条の十第二項各号	第二十八条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の十第二項各号
	第二十五条の十一	第二十八条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の十一
	第二十五条第二号イ及びロ並びに第三号ロ	第二十八条第四号イ及びロ並びに第五号ロ
第二十五条の十六	第二十五条第二号イ及びロ並びに第三号ロ	第二十八条第四号イ及びロ並びに第五号ロ
	第二十五条の七	第二十八条の二第三項の規定により

		読み替えて準用する第二十五条の七
	第二十五条の九	第二十八条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の九
	第二十五条の十三	第二十八条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の十三

(建築物排水管清掃業の登録基準)

第二十八条の三 法第十二条の二第二項の規定による同条第一項第六号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備、その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。

- 一 次の機械器具を有すること。
 - イ 内視鏡（写真を撮影することができるものに限る。）
 - ロ 高圧洗浄機、高圧ホース及び洗浄ノズル
 - ハ ワイヤ式管清掃機
 - ニ 空圧式管清掃機
 - ホ 排水ポンプ
- 二 前号の機械器具を適切に保管することのできる専用の保管庫を有すること。
- 三 第一号の機械器具は、排水管の清掃に専用のものであること。
- 四 排水管の清掃作業の監督を行う者が次のいずれかに該当するものであること。
 - イ 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う排水管の清掃作業の監督を行う者のための講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しない者
 - ロ イの講習の課程を修了した者であつて、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う排水管の清掃作業の監督を行う者のための再講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しないもの
 - ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
- 五 排水管の清掃作業に従事する者が次の要件に該当する研修を修了したものであること。
 - イ 排水管の清掃作業に従事する者のすべてが受講できるものであること。
 - ロ 登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となつて定期的に行われるものであること。
 - ハ その内容が、排水管の清掃作業に用いる機械器具の使用法並びに排水管の清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。
 - ニ その指導に当たる者が、ハの内容を指導するのに適当と認められる者であること。
- 六 排水管の清掃作業及び排水管の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。

(排水管清掃作業監督者講習等登録機関)

第二十八条の四 前条第四号イ及びロ並びに第五号ロの登録は、当該講習、再講習又は研修の業務を行おうとする者の申請により行う。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により登録を申請した者が次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一 前条第四号イの登録 講習の内容が次に該当するものであること。
 - イ 講習の科目及び時間数は、次のとおりであること。
 - (1) 建築物環境衛生制度 二時間以上
 - (2) 排水衛生概論 二時間以上
 - (3) 建築設備概論 五時間以上
 - (4) 作業の安全管理 二時間以上
 - (5) 排水管清掃各論 十五時間以上
 - ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの科目を教授するものであること。

- (1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者
- (2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの
- (3) (1) 又は (2) に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者
- 二 前条第四号ロの登録 再講習の内容が次に該当するものであること。
- イ 再講習は、次に掲げる事項について行うものとし、当該再講習の総時間数は、十時間以上とするものであること。
- (1) 排水管の清掃作業の監督を行う者として必要な知識に関すること。
- (2) 新たな技術、社会情勢の変化及び関係法令の内容に関すること。
- ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの事項を教授するものであること。
- (1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者
- (2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの
- (3) (1) 又は (2) に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者
- 三 前条第五号ロの登録 研修の内容が次に該当するものであること。
- イ 定期的に行われるものであること。
- ロ 研修の内容が、排水管の清掃作業に用いる機械器具の使用法並びに排水管の清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。
- ハ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がロの内容を教授するものであること。
- (1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者
- (2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの
- (3) (1) 又は (2) に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者
- 3 第二十五条の二第二項及び第三項、第二十五条の三並びに第二十五条の四第二項の規定は第一項の登録について、第二十五条の五から第二十五条の十六までの規定は第一項の登録を受けて講習、再講習又は研修の業務を行う者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第二十五条の三	第二十五条第二号イ及びロ並びに第三号ロ	第二十八条の三第四号イ及びロ並びに第五号ロ
	第二十五条の十三	第二十八条の四第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の十三
第二十五条の五	第二十五条第二号イ及びロ並びに第三号ロ	第二十八条の三第四号イ及びロ並びに第五号ロ
第二十五条の六	第二十五条第二号イ及びロ並びに第三号ロ	第二十八条の三第四号イ及びロ並びに第五号ロ
	清掃作業監督者講習等登録機関	排水管清掃作業監督者講習等登録機関
第二十五条の七、第二十五条の九、第二十五条の十、第二十五条の	清掃作業監督者講習等登録機関	排水管清掃作業監督者講習等登録機関

十四及び第二十五条の十五		
第二十五条の八	清掃作業監督者講習等業務規程	排水管清掃作業監督者講習等業務規程
	清掃作業監督者講習等登録機関	排水管清掃作業監督者講習等登録機関
	清掃作業監督者講習等	排水管清掃作業監督者講習等
	第二十五条の十第二項第二号及び第四号	第二十八条の四第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の十第二項第二号及び第四号
第二十五条の十一	清掃作業監督者講習等登録機関	排水管清掃作業監督者講習等登録機関
	第二十五条の四第一項各号	第二十八条の四第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の四第一項各号
第二十五条の十二	清掃作業監督者講習等登録機関	排水管清掃作業監督者講習等登録機関
	第二十五条の六第一項	第二十八条の四第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の六第一項
第二十五条の十三	清掃作業監督者講習等登録機関	排水管清掃作業監督者講習等登録機関
	第二十五条の三第一号又は第三号	第二十八条の四第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の三第一号又は第三号
	第二十五条の六第二項、第二十五条の七から第二十五条の九まで、第二十五条の十第一項又は次条	第二十八条の四第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の六第二項、第二十五条の七から第二十五条の九まで、第二十五条の十第一項又は次条
	第二十五条の十第二項各号	第二十八条の四第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の十第二項各号
	第二十五条の十一	第二十八条の四第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の十一
	第二十五条第二号イ及びロ並びに第三号ロ	第二十八条の三第四号イ及びロ並びに第五号ロ
第二十五条の十六	第二十五条第二号イ及びロ並びに第三号ロ	第二十八条の三第四号イ及びロ並びに第五号ロ
	第二十五条の七	第二十八条の四第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の七
	第二十五条の九	第二十八条の四第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の九
	第二十五条の十三	第二十八条の四第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の十三

(建築物ねずみ昆虫等防除業の登録基準)

第二十九条 法第十二条の二第二項の規定による同条第一項第七号に掲げる事業に係る機械器具

その他の設備、その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。

- 一 次の機械器具を有すること。
 - イ 照明器具、調査用トラップ及び実体顕微鏡
 - ロ 毒じ皿、毒じ箱及び捕そ器
 - ハ 噴霧機及び散粉機
 - ニ 真空掃除機
 - ホ 防毒マスク及び消火器
- 二 前号の機械器具及び防除作業に用いる薬剤を適切に保管することのできる専用の保管庫を有すること。
- 三 ねずみ等の防除作業の監督を行う者が次のいずれかに該当するものであること。
 - イ 厚生労働大臣の登録を受けた者が行うねずみ等の防除作業の監督を行う者のための講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しない者
 - ロ イの講習の課程を修了した者であつて、厚生労働大臣の登録を受けた者が行うねずみ等の防除作業の監督を行う者のための再講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しないもの
 - ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
- 四 ねずみ等の防除作業に従事する者が次の要件に該当する研修を修了したものであること。
 - イ ねずみ等の防除作業に従事する者のすべてが受講できるものであること。
 - ロ 登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となつて定期的に行われるものであること。
 - ハ その内容が、ねずみ等の防除作業に用いられる機械器具及び薬剤の種類及び使用方法並びに防除作業の安全及び衛生に関するものであること。
 - ニ その指導に当たる者が、ハの内容を指導するのに適当と認められる者であること。
- 五 ねずみ等の防除作業及びねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。

(防除作業監督者講習等登録機関)

第二十九条の二 前条第三号イ及びロ並びに第四号ロの登録は、当該講習、再講習又は研修の業務を行おうとする者の申請により行う。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により登録を申請した者が次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一 前条第三号イの登録 講習の内容が次に該当するものであること。
 - イ 講習の科目及び時間数は、次のとおりであること。
 - (1) 建築物環境衛生制度 二時間以上
 - (2) 殺そ殺虫剤 六時間以上
 - (3) 作業と安全管理 六時間以上
 - (4) ねずみ昆虫等防除各論 十六時間以上
 - (5) 実技 二時間以上
 - ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの科目を教授するものであること。
 - (1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者
 - (2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの
 - (3) (1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者
- 二 前条第三号ロの登録 再講習の内容が次に該当するものであること。
 - イ 再講習は、次に掲げる事項について行うものとし、当該再講習の総時間数は、十二時間以上とするものであること。
 - (1) ねずみ等の防除作業の監督を行う者として必要な知識に関すること。
 - (2) 新たな技術、社会情勢の変化及び関係法令の内容に関すること。

ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの事項を教授するものであること。

(1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者

(2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの

(3) (1) 又は (2) に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

三 前条第四号ロの登録 研修の内容が次に該当するものであること。

イ 定期的に行われるものであること。

ロ 研修の内容が、ねずみ等の防除作業に用いられる機械器具及び薬剤の種類及び使用方法並びに防除作業の安全及び衛生に関するものであること。

ハ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がロの内容を教授するものであること。

(1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者

(2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの

(3) (1) 又は (2) に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

3 第二十五条の二第二項及び第三項、第二十五条の三並びに第二十五条の四第二項の規定は第一項の登録について、第二十五条の五から第二十五条の十六までの規定は第一項の登録を受けて講習、再講習又は研修の業務を行う者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第二十五条の三	第二十五条第二号イ及びロ並びに第三号ロ	第二十九条第三号イ及びロ並びに第四号ロ
	第二十五条の十三	第二十九条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の十三
第二十五条の五	第二十五条第二号イ及びロ並びに第三号ロ	第二十九条第三号イ及びロ並びに第四号ロ
第二十五条の六	第二十五条第二号イ及びロ並びに第三号ロ	第二十九条第三号イ及びロ並びに第四号ロ
	清掃作業監督者講習等登録機関	防除作業監督者講習等登録機関
第二十五条の七、第二十五条の九、第二十五条の十、第二十五条の十四及び第二十五条の十五	清掃作業監督者講習等登録機関	防除作業監督者講習等登録機関
第二十五条の八	清掃作業監督者講習等業務規程	防除作業監督者講習等業務規程
	清掃作業監督者講習等登録機関	防除作業監督者講習等登録機関
	清掃作業監督者講習等	防除作業監督者講習等
	第二十五条の十第二項第二号及び第四号	第二十九条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の十第二項第二号及び第四号
第二十五条の十一	清掃作業監督者講習等登録機関	防除作業監督者講習等登録機関

	第二十五条の四第一項各号	第二十九条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の四第一項各号
第二十五条の十二	清掃作業監督者講習等登録機関	防除作業監督者講習等登録機関
	第二十五条の六第一項	第二十九条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の六第一項
第二十五条の十三	清掃作業監督者講習等登録機関	防除作業監督者講習等登録機関
	第二十五条の三第一号又は第三号	第二十九条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の三第一号又は第三号
	第二十五条の六第二項、第二十五条の七から第二十五条の九まで、第二十五条の十第一項又は次条	第二十九条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の六第二項、第二十五条の七から第二十五条の九まで、第二十五条の十第一項又は次条
	第二十五条の十第二項各号	第二十九条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の十第二項各号
	第二十五条の十一	第二十九条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の十一
	第二十五条第二号イ及びロ並びに第三号ロ	第二十九条第三号イ及びロ並びに第四号ロ
第二十五条の十六	第二十五条第二号イ及びロ並びに第三号ロ	第二十九条第三号イ及びロ並びに第四号ロ
	第二十五条の七	第二十九条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の七
	第二十五条の九	第二十九条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の九
	第二十五条の十三	第二十九条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の十三

(建築物環境衛生総合管理業の登録基準)

第三十条 法第十二条の二第二項の規定による同条第一項第八号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備、その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。

一 次の機械器具を有すること。

- イ 真空掃除機
- ロ 床みがき機
- ハ 第二十六条第一号の測定器及び器具
- ニ 残留塩素測定器

二 業務全般を統括する者が、免状の交付を受けている者であつて、次のいずれかに該当するものであること。

- イ 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う業務全般を統括する者のための講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しない者
- ロ イの講習の課程を修了した者であつて、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う業務全般

- を統括する者のための再講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しないもの
- 三 清掃作業の監督を行う者が第二十五条第二号に規定する要件に該当するものであること。
 - 四 清掃作業に従事する者が第二十五条第三号に規定する要件に該当するものであること。
 - 五 空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査の監督を行う者が、職業能力開発促進法第四十四条第一項に規定する技能検定であつてビル設備管理の職種に係るものに合格した者又は免状の交付を受けている者であつて、次のいずれかに該当するものであること。
 - イ 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査の監督を行う者のための講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しない者
 - ロ イの講習の課程を修了した者であつて、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査の監督を行う者のための再講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しないもの
 - 六 空気環境の測定を行う者が第二十六条第二号に規定する要件に該当するものであること。
 - 七 空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査に従事する者が次の要件に該当する研修を修了したものであること。
 - イ 空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査に従事する者のすべてが受講できるものであること
 - ロ その運営が適切で、かつ、定期的に行われるものであること
 - 八 清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査並びにこれらの業務に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。

(統括管理者講習等登録機関)

- 第三十条の二 前条第二号イ及びロ並びに第五号イ及びロの登録は、当該講習又は再講習の業務を行おうとする者の申請により行う。
- 2 厚生労働大臣は、前項の規定により登録を申請した者が次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。
- 一 前条第二号イの登録 講習の内容が次に該当するものであること。
 - イ 講習の科目及び時間数は、次のとおりであること。
 - (1) 建築物環境衛生制度 二時間以上
 - (2) 建築物管理総論 七時間以上
 - (3) 建築環境衛生管理技術 九時間以上
 - (4) 業務計画と業務管理 三時間以上
 - ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの科目を教授するものであること。
 - (1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者
 - (2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの
 - (3) (1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者
 - 二 前条第二号ロの登録 再講習の内容が次に該当するものであること。
 - イ 再講習は、次に掲げる事項について行うものとし、当該再講習の総時間数は、十二時間以上とするものであること。
 - (1) 業務全般を統括する者として必要な知識に関すること。
 - (2) 新たな技術、社会情勢の変化及び関係法令の内容に関すること。
 - ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの事項を教授するものであること。
 - (1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者

- (2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの
- (3) (1) 又は (2) に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者
- 三 前条第五号イの登録 講習の内容が次の全てに該当するものであること。
- イ 講習の科目及び時間数は、次のとおりであること。
- (1) 建築物環境衛生制度 二時間以上
- (2) 建築物の衛生的管理 九時間以上
- (3) 作業監督の実際 三時間以上
- ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの科目を教授するものであること。
- (1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者
- (2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの
- (3) (1) 又は (2) に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者
- 四 前条第五号ロの登録 再講習の内容が次の全てに該当するものであること。
- イ 再講習は、次に掲げる事項について行うものとし、当該再講習の総時間数は、七時間以上とするものであること。
- (1) 空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査の監督を行う者として必要な知識に関すること。
- (2) 新たな技術、社会情勢の変化及び関係法令の内容に関すること。
- ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの事項を教授するものであること。
- (1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者
- (2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの
- (3) (1) 又は (2) に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者
- 3 第二十五条の二第二項及び第三項、第二十五条の三並びに第二十五条の四第二項の規定は第一項の登録について、第二十五条の五から第二十五条の十六までの規定は第一項の登録を受けて講習又は再講習の業務を行う者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第二十五条の二第二項及び第三項並びに第二十五条の四第二項	講習、再講習又は研修	講習又は再講習
第二十五条の三	第二十五条第二号イ及びロ並びに第三号ロ	第三十条第二号イ及びロ並びに第五号イ及びロ
	第二十五条の十三	第三十条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の十三
第二十五条の五	第二十五条第二号イ及びロ並びに第三号ロ	第三十条第二号イ及びロ並びに第五号イ及びロ
第二十五条の六	第二十五条第二号イ及びロ並びに第三号ロ	第三十条第二号イ及びロ並びに第五号イ及びロ
	清掃作業監督者講習等登録機関	統括管理者講習等登録機関
	講習、再講習又は研修	講習又は再講習

第二十五条の七	清掃作業監督者講習等登録機関	統括管理者講習等登録機関
	講習、再講習若しくは研修	講習若しくは再講習
第二十五条の九、第二十五条の十、第二十五条の十四及び第二十五条の十五	清掃作業監督者講習等登録機関	統括管理者講習等登録機関
	講習、再講習又は研修	講習又は再講習
第二十五条の八	清掃作業監督者講習等業務規程	統括管理者講習等業務規程
	清掃作業監督者講習等登録機関	統括管理者講習等登録機関
	清掃作業監督者講習等	統括管理者講習等
	講習、再講習又は研修	講習又は再講習
	第二十五条の十第二項第二号及び第四号	第三十条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の十第二項第二号及び第四号
第二十五条の十一	清掃作業監督者講習等登録機関	統括管理者講習等登録機関
	第二十五条の四第一項各号	第三十条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の四第一項各号
第二十五条の十二	清掃作業監督者講習等登録機関	統括管理者講習等登録機関
	第二十五条の六第一項	第三十条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の六第一項
	講習、再講習若しくは研修	講習若しくは再講習
第二十五条の十三	清掃作業監督者講習等登録機関	統括管理者講習等登録機関
	講習、再講習又は研修	講習又は再講習
	第二十五条の三第一号又は第三号	第三十条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の三第一号又は第三号
	第二十五条の六第二項、第二十五条の七から第二十五条の九まで、第二十五条の十第一項又は次条	第三十条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の六第二項、第二十五条の七から第二十五条の九まで、第二十五条の十第一項又は次条
	第二十五条の十第二項各号	第三十条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の十第二項各号
	第二十五条の十一	第三十条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の十一
	第二十五条第二号イ及びロ並びに第三号ロ	第三十条第二号イ及びロ並びに第五号イ及びロ
第二十五条の十六	第二十五条第二号イ及びロ並びに第三号ロ	第三十条第二号イ及びロ並びに第五号イ及びロ
	第二十五条の七	第三十条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の七
	第二十五条の九	第三十条の二第三項の規定により読

		み替えて準用する第二十五条の九
	第二十五条の十三	第三十条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の十三
	講習、再講習若しくは研修	講習若しくは再講習